

資料編

- 成果指標一覧
- 第3次東近江市総合計画に関連する個別計画一覧
- 東近江市総合計画策定条例
- 東近江市総合計画策定条例施行規則
- 審議会諮問文
- 審議会答申文
- 東近江市総合計画策定委員会規程
- 東近江市政策推進戦略本部要綱
- 東近江市総合計画審議会 委員名簿
- 第3次東近江市総合計画策定体制
- 策定経過

成果指標一覧

政策1 安心して子供を産み健やかに育てることができるまち

●分野：子育て

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	おむつ宅配 による不安 解消率	90.4%	100%	見守りおむつ宅配 便支給対象者アン ケートで宅配にお ける相談が子育て の不安解消につな がったと回答した 割合	子育て家庭の不安や 孤立の解消につな がっているかを見る 指標として設定	全ての子育て世帯 の育児不安や孤立 解消を目指す。			
	2	待機児童数	72人	0人	毎年4月1日現在 の学童保育所待機 児童数	放課後における児童 の健全な育成が図れ ているかを見る指標 として設定	第3期東近江市子 ども・子育て支援 事業計画で定める 量の見込みと確保 方策から待機児童 0を目指す。			
	3	児童扶養手 当受給者の 養育費受取 率	28.4%	40.0%	毎年4月1日現在 の児童扶養手当受 給者のうち養育費 を受け取っている 人の割合	ひとり親家庭の生活 の安定と子供の健や かな成長を見る指標 として設定	国で示されている 目標値を目指す。			
2	1	児童虐待対 応件数	546件	506件	情報提供のあった 要保護児童対策地 域協議会管理ケー スの件数	こども家庭センター と要保護児童対策地 域協議会が中心とな り、関係機関が連携 することにより、児 童虐待の未然防止が できているかを見る 指標として設定	近年の最高値596 件(令和5年度) から15%減少を 目指す。			
	2	児童虐待対 応件数	546件	506件	情報提供のあった 要保護児童対策地 域協議会管理ケー スの件数	相談体制を充実し、 子育て家庭の不安を 軽減することにより、 児童虐待の未然防止 ができているかを見る 指標として設定	近年の最高値596 件(令和5年度) から15%減少を 目指す。			
	3	相談者本人 が女性相談 窓口を知っ ている割合	64.5%	80.0%	女性相談窓口の認 知度割合	DV等困難な問題を 抱える女性が、女性 相談窓口の存在を 知っているかを見る 指標として設定	基準値の20%程 度増加を目指す。			
3	1	待機児童数	15人	0人	毎年4月1日現在 の待機申請提出児 童数のうち、待機 児童の定義に該当 する者の数	充実した幼児教育・ 保育が提供できて いるかを見る指標と して設定	第3期東近江市子 ども・子育て支援 事業計画で定める 目標値を目指す。			
	2	子育て支援 拠点利用満 足度	91.8%	100%	子育て支援拠点施 設利用者のうち、 利用しやすいと回 答した人の割合	子育て支援体制が充 実しているかを見る 指標として設定	第3期東近江市子 ども・子育て支援 事業計画で定める 目標値を目指す。			
4	1	2号・3号 認定の利用 定員	2,828人	2,994人	毎年4月1日現在 の2号・3号認定 の利用定員数	充実した幼児教育・ 保育が提供できて いるかを見る指標と して設定	第3期東近江市子 ども・子育て支援 事業計画で定める 目標値を目指す。			
	2	学童保育所	40 支援単位	41 支援単位	毎年4月1日現在 の学童保育所支援 単位数	放課後における児童 の健全な育成が図れ ているかを見る指標 として設定	第3期東近江市子 ども・子育て支援 事業計画で定める 目標値を目指す。			

●分野：教育

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
5	1	通学路安全 対策への満 足度(市民 意識調査)	32.5%	37.0%	市民意識調査で「児 童・生徒の通学路 の安全確保」につ いて「できている」「ど ちらかといえばで きている」と回答し た人の割合	通学路の安全が確保 されているかを見る 指標として設定	通学路に関する市 民意識が高まって おり、危険箇所改 善要望件数が増え る見込みであるこ とから、年1%程 度の増加を目指す。			
6	1	学校施設長 寿命化計画 に基づく施 設改修箇所 数	0/4 箇所	4/4 箇所	教育施設の中で、 長寿命化計画によ り令和11年度ま でに改修する箇所 数	安全で快適な学習環 境を提供できている かを見る指標として 設定	計画する学校施設 改修の完了を目指 す。			
7	1	学力学習 状況調査 児童生徒 質問紙「自 分には良い ところがある」 への肯定的 回答率	小学校 84.7% 中学校 78.9%	小学校 89.0% 中学校 83.0%	学力学習状況調査 児童生徒質問紙の 回答率	自分を大切に思う自 尊感情が豊かな心 の育成に当たり重 要であるため指標 として設定	基準値の5%増 程度を目指す。			

7	2	学力学習状況調査児童生徒質問「授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいきますか」への肯定的回答率	小学校 81.0% 中学校 78.0%	小学校 85.0% 中学校 82.0%	学力学習状況調査児童生徒質問紙の回答率	主体的に課題を設定し解決していく力の育成は「生きる力」(確かな学力・豊かな心・健やかな体)を育む上で重要であるため指標として設定	基準値の4%増を目指す。				
	3	個別の指導計画連携率	小学校 69.6% 中学校 58.5%	小学校 75.0% 中学校 75.0%	保護者及び関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成や支援の評価を行っている児童生徒数÷個別の教育支援計画作成数	「個別の教育支援計画」の作成・評価時に保護者及び関係機関との連携を行うことにより、自立に向けた支援が充実することが見込まれることから指標として設定	保護者・関係機関と連携し全体の3/4の作成を目指す。	小学校 73.2% 中学校 54.8%	令和6年度	個別の教育支援計画連携率(滋賀県)	
	4	学校への復帰率	62.5%	60%以上	通室生のうち、週2日以上程度、登校できている者の割合	きめ細かな支援ができてきているかを見る指標として設定	毎年60%以上を目指す。				
	8	1	学校給食で地場農産物利用率	43.9%	45%以上	学校給食で地場農産物(米や野菜等)が使用されている割合	地産地消の推進状況を見る指標として設定	現況及び取り組み状況から45%以上の利用率を目指す。			

政策2 支え合い健康長寿で暮らしやすいまち

●分野：福祉

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	地域での助け合いができてきていると思う市民の割合(市民意識調査)	45.3%	50.0%	市民意識調査で、「身近な地域で住み手同士の助け合い」について「できている」「どちらかといえばできている」と回答した人の割合	地域の福祉力向上の度合いを見る指標として設定	50%を目指す。			
	2	ボランティア活動参加者数	2,911人	3,500人	社会福祉協議会におけるボランティア保険加入者数	ボランティア活動など地域福祉への意識の高さを見る指標として設定	令和元年度実績値(3,437人)から50人増程度を目指す。			
2	1	訪問計画達成割合	98.1%	100%	訪問格付の訪問頻度に対する実績割合	受給者の生活実態が適正に把握できているかを見る指標として設定	100%を目指す。			
3	1	地域包括支援センターからの訪問件数	607件	800件	地域包括支援センター(市基幹型・委託包括・プラン手)による年度の訪問件数	地域包括支援センターからの訪問件数により、センター業務の充実度を見る指標として設定	年間40件程度の増加を目指す。			
	2	支援による就労決定件数	39件	43件	就労支援対象者のうち、就労に結びついた件数	生活困窮からの脱却を見る指標として設定	基準値の1割増を目指す。			
4	1	住民主体の通いの場の数	247箇所	280箇所	住民が主体的に運営する介護予防に資する通いの場の総数	生きがいをもって元気に活動する高齢者が増加しているかどうかを見る指標として設定	地域サロン実施団体、高齢者活動補助金交付対象団体及び地域リハビリテーション活動支援対象団体の総数増を目指す。			
	2	地域密着型サービス施設整備率	96.4%	100%	地域密着型サービス施設総数の実績数÷第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備計画数×100	住み慣れた地域で暮らすための施設整備の進捗状況を見る指標として設定	第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備計画100%完了を目指す。			
	3	給付費実績値の計画値に対する割合	98.8%	100%	保険給付費実績値÷保険給付費計画値×100	介護保険事業が円滑に運営できたかどうかを見る指標として設定	第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で定める目標値を目指す。			
5	1	障害者に対する理解度(市民意識調査)	19.5%	25.0%	市民意識調査で、「障害者に対する理解」について「かなり進んできた」「ある程度進んできた」と回答した人の割合	障害者に対する理解の進捗を見る指標として設定	25%を目指す。			

	2	市内の障害福祉サービス事業所数	110事業所	120事業所	滋賀県又は市が指定した市内にある障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所(年度末時点)	障害福祉制度の充実を見る指標として設定	120事業所を目指す。			
	5	市が登録する地域生活支援事業者数	42事業者	45事業者	市が登録する障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施事業者(市内外を問わず、かつ当該年度に事業実績を有するもの。年度末時点)	障害者に対する支援が地域で十分に確保できているかを見る指標として設定	45事業者を目指す。			
	6	乳幼児期の発達相談件数(延べ)	1,385件	1,430件	乳幼児期の相談・支援にかかる相談件数	乳幼児期においてきめ細やかな相談・支援ができていくかを見る指標として設定	年10件程度の増加を目指す。			

●分野：健康

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
	1	健康づくりに取り組んでいる人の割合(市民意識調査)	46.8%	50.8%	市民意識調査で、「健康づくりの取組」について「取り組んでいる」と回答した人の割合	健康づくりへの意識の高さを見る指標として設定	基準値の4%増を目指す。			
	2	高血圧の改善(中等症高血圧160/100mmHg以上の者の割合の減少)	男性 6.8% 女性 5.9%	男性 6.0% 女性 4.0%	特定健診受診者のうち、中等症高血圧160/100mmHg以上の者の割合	脳血管疾患、人工透析、心筋梗塞及び狭心症による受療者の医療費が高いため、その原因となる高血圧の数値が改善されているかを見る指標として設定	ひがしおうみ健康食育推進プランの目標値を目指す。			
	7	80歳の高齢者が週1回以上外出している割合	65.3%	75.0%	80歳の高齢者が週1回以上外出している人数÷80歳の人口×100	住民主体で身近な地域で通いの場づくりの支援を行うことで、社会参加意欲の醸成、地域や家庭における役割の維持及び孤立化の防止を目指す指標として設定	第9期東近江市高齢者福祉計画で定める目標値を目指す。			
	4	麻しん風しんの予防接種率(第1期、第2期)	第1期 97.9% 第2期 92.4%	第1期 97.9% 以上 第2期 95.0% 以上	接種者数を対象者数で除した数	麻しん風しんの免疫を獲得できているかを見る指標として設定	麻しん風しんの排除のためには2回の予防接種率をそれぞれ95%以上に上げる必要があるとされているため、95%以上を目指す。			

●分野：医療

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
	8	病院や救急時の医療体制に満足している人の割合(市民意識調査)	50.7%	60.0%	市民意識調査で、「医療体制の満足度」について「満足」と答えた人の割合	市民が地域医療に満足しているかを見る指標として設定	60%を目指す。			

●分野：保険年金

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
	1	国民健康保険料収納率	96.2%	96.2%以上	滋賀県国民健康保険運営方針で示された保険者規模別収納率	国民健康保険制度の適正運営を図る観点から指標として設定	滋賀県国民健康保険運営方針で示された保険者規模別収納率を上回ることを目指す。	94.5% (保険者規模2万人以上~5万人未満)	令和6年度～令和11年度まで	滋賀県国民健康保険運営方針(令和6年度策定)保険者規模別収納率
	9	後期高齢者医療保険料収納率	99.8%	99.8%以上	滋賀県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画で示された収納率	後期高齢者医療保険制度の適正運営を図る観点から指標として設定	滋賀県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画で示された収納率を上回ることを目指す。	99.6%	令和6年度～令和7年度まで(第9期保険料)	滋賀県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画で示された目標収納率
	3	医療費受給資格管理率	100%	100%	受給券対象案内から所得判定後の受給券対象者/受給券発行者数×100	保健の向上と福祉の増進を図る観点から指標として設定	100%を目指す。			

9	4	国民年金制度広報回数	12回/年	12回/年	年間の広報回数	年金制度への未加入・未納を減らすため、国民年金制度の啓発ができてきているかを見る指標として設定	年12回以上の広報発行回数を目指す。			
	5	介護保険料収納率	99.8%	99.8%以上	第9期東近江市介護保険事業計画で示された予定収納率	介護保険制度の適正運営を図る観点から指標として設定	第9期東近江市介護保険事業計画で示された予定収納率を達成することを目指す。	99.6%	令和6年度～令和8年度まで	第9期東近江市介護保険事業計画で示された予定収納率

●分野：市民人権

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
10	1	人権が尊重されていると思う割合(市民意識調査)	26.4%	33.9%	市民意識調査で、「東近江市は人権が尊重されているまちになっているか」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	人権が尊重された明るく住みよいまちであるかを見る指標として設定	年1.5%の増加を目指す。			
	2	「職場における男女の地位の平等感」について「平等」と答えた人の割合(市民意識調査)	27.7%	32.0%	市民意識調査で、「男女の地位の平等」について職場の中で「平等」と答えた人の割合	職場において、男女の地位が平等になっているかを見る指標として設定	年1%程度の増加を目指す。			
11	1	法律相談や登記相談等が受けられることを知っている人の割合(市民意識調査)	41.5%	50.0%	市民意識調査で、「市役所で暮らしの困りごとに関して弁護士による法律相談や司法書士による登記・相続相談を受けられることを知っているか」について「知っている」と答えた人の割合	市民の暮らしの困りごとに対し、適切に支援できているかを見る指標として設定	市民意識調査による認知度50%以上を目指す。			
	2	消費生活センターに対する認知度(市民意識調査)	43.4%	50.0%	市民意識調査で、「消費者トラブルに巻き込まれたときや多重債務に陥ったときの相談窓口として、東近江市消費生活センターがあることを知っているか」について「知っている」と答えた人の割合	消費者トラブルに巻き込まれたとき、早期相談につなげることができているかを見る指標として設定	市民意識調査による認知度50%以上を目指す。			
	3	在住外国人通訳受付支援件数	4,585件	5,000件	在住外国人通訳受付支援件数	在住外国人の負担を軽減できているかを見る指標として設定	5,000件を目指す。			

政策3 人や文化とつながり心豊かに過ごせるまち

●分野：共生

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	協働のまちづくりができてきている市民の割合(市民意識調査)	16.5%	18.2%	市民意識調査で、「協働のまちづくり」について「できている」「ある程度できている」と回答した人の割合	協働のまちづくりができてきているかを見る指標として設定	基準値の1割増を目指す。			
	2	市民活動(地域活動、NPOやボランティア等の活動)への参加度(市民意識調査)	52.9%	58.2%	市民意識調査で、「自治会やまちづくり協議会等の地域活動又はNPOやボランティア等の活動」について「積極的に参加している」「できる限り参加している」「ときどき参加している」と回答した人の割合	地域活動を含めた市民活動の広がりを見る指標として設定	基準値の1割増を目指す。			

1	3	住民同士の助け合いができてきている市の割合(市民意識調査)	45.3%	49.8%	市民意識調査で、「住民同士の助け合い」について「できている」と回答した人の割合	地域コミュニティにおける住民同士の助け合いができてきているかを見る指標として設定	基準値の1割増を目指す。			
	4	市民一人当たりの年間コミュニティセンター利用回数	3.4回	4.4回	コミュニティセンター利用者数÷人口	地域住民にとって身近で安心して利用できているかを見る指標として設定	年0.2回の増加を目指す。			
2	1	日本語指導ボランティアの登録者数	64人	79人	日本語指導ボランティアの登録者数	外国人住民と日本人住民がお互いの文化や習慣等の理解を深めることのできるかを見る指標として設定	年3人の増加を目指す。			

●分野：生涯学習

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
	1	人権に関する講座等に参加した人の割合(市民意識調査)	34.5%	39.5%	市民意識調査で「この一年間職場、市又は地区等が開催する人権に関する講座や講演、研修等」について「参加した」と回答した人の割合	人権学習に対する意識の高さを見る指標として設定	生涯学習で行う人権施策(町別懇談会・市民のつどい)において、参加人数5%の増加を目指す。			
	2	青少年育成推進事業への協力者数	81人	83人	やまの子キャンプ・成人式・中学生議会他生涯学習講座事業に参加した30歳以下の人数	将来地域で活躍することが期待される若者が事業に参加しているかを見る指標として設定	募集人数の確保を目指す。			
	3	市民講師による生涯学習出前講座の実施回数	98回	108回	「ちょっときてえな講座」市民講師による講座実施回数	学習成果が社会でいかされているかを見る指標として設定	基準値の1割増を目指す。			
	4	美術展覧会の入場者	1,049人	1,299人	美術展覧会の年間入場者数	文化芸術に対する意識の高さを見る指標として設定	1年に50人の芸術に親しむ市民の入場者増を目指す。			
4	1	貸出者数	155,714人	160,000人	市内7図書館の総貸出者数	図書館の利用状況を見る指標として設定	基準値の2.8%増を目指す。			

●分野：文化スポーツ

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
	1	博物館等利用者数	18,562人	23,690人	博物館施設の利用者(近江商人博物館・中路融人記念館・西堀榮三郎記念探検の殿堂、能登川博物館、ガリ版伝承館)	企画展の観覧者等、施設が利用されているかを見る指標として設定	毎年5%増を目指す。			
	2	市指定文化財件数	206件	216件	指定文化財の件数	文化財が確実に継承されているかを見る指標として設定	年2件の新規指定を目指す。			
	3	文化財啓発事業の参加者数	1,102人	1,773人	文化財啓発事業参加の累計数	文化財がどの程度活用されているかを見る指標として設定	毎年10%増を目指す。			
	4	森の文化に係る観察会等の実施回数	1回	10回	毎年の実施回数	森の文化に関する普及事業数を見る指標として設定	森の文化に係る自然や歴史文化の様々な魅力の発信を目指す。			
	1	成人の週1回以上のスポーツ実施率(市民意識調査)	1回以上 47.9% 3回以上 26.2%	70.0%	市民意識調査で、「スポーツやレクリエーション等の運動(散歩やラジオ体操なども含む)」について「週3回以上」「週1~2回」と回答した人の割合(ただし、1回以上は、「週3回以上」と「週1~2回」の合計)	スポーツを習慣的かつ気軽に実施されているかを見る指標として設定	スポーツ基本法に基づく第3期スポーツ基本計画で定める目標値を目指す。	52.7%	令和6年度	国の世論調査

政策 4 快適な生活環境が整った安全・安心なまち

●分野：環境

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	清掃美化活動の参加者数	123人	300人	清掃美化活動に参加した市民の数	不法投棄や散在性ごみに関する市民の環境美化の意識の向上を図る指標として設定	美化活動の実施会場のキャパシティなどを考慮し、300人を目標とする。			
	2	市民一人当たりのごみ量	781g/1日	760g/1日	1日当たりのごみの総排出量÷人口(1月1日現在住基)	適正かつ持続的なごみ収集運搬及び処理を行うため、市民一人当たりのごみ量の抑制を図る指標として設定	近年、数値が安定しているため現在の水準を維持することを考慮し、760g/1日を目標とする。			
	3	ごみのリサイクル率	7.2%	9.0%	総資源化量÷年間ごみ総排出量×100	ごみの減量化と資源リサイクルの推進による、資源循環社会の構築を図る指標として設定	民間の小売業の店頭でのリサイクル活動が普及するなど目標値に反映できないリサイクルルートが確立していることを考慮し、9.0%を目標とする。			
2	1	自然と関わる人の割合(市民意識調査)	57.6%	61.3%	市民意識調査で、「暮らしや仕事等日々の営みの中で自然環境との関わりを感じているか」について、「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合	暮らしや仕事など、日々の営みの中で自然との関わりが感じられているかを見る指標として設定	年0.75%の向上を目指す。			
	2	自然と関わる人の割合(市民意識調査)	57.6%	61.3%	市民意識調査で、「暮らしや仕事等日々の営みの中で自然環境との関わりを感じているか」について、「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した人の割合	暮らしや仕事など、日々の営みの中で自然との関わりが感じられているかを見る指標として設定	年0.75%の向上を目指す。			
	3	自然環境・環境保全に対する満足度(市民意識調査)	29.0%	30.5%	市民意識調査で、「東近江市の自然環境保全の取組について満足しているか」について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	森里川湖の恵まれた自然環境に親しみを持ち、未来に引き継ぎたい環境啓発が行われているかを見る指標として設定	年0.3%の向上を目指す。			
	4	再生可能エネルギー発電設備導入容量	134,806kW	160,000kW	資源エネルギー庁が公表する再生可能エネルギー発電設備の市町村別導入状況	市民のライフスタイル転換を促進し、温室効果ガス排出量が削減できているかを見る指標として設定	年5,000kWの増加を目指す。			
3	1	下水道又農業集落排水区域外で、合併処理浄化槽管理組合を置く地域における浄化槽法定検査(法第11条)受検率	91.9%	92.9%	受検済浄化槽基数/設置済浄化槽基数(下水道又農業集落排水区域外で合併処理浄化槽管理組合を置く区域内)	生活雑排水による水環境の悪化を防止するため、法定検査受検の啓発を行い、水質保全への意識高揚が図られているかを見る指標として設定	年0.2%の向上を目指す。			
	2	公害苦情件数	134件	119件	市民から寄せられた公害に関する苦情相談件数	公害による不安のない良好な市民生活の環境を維持し、苦情が少ないまちとなっているかを見る指標として設定	年3件の減少を目指す。			
	3	市営墓地公園の新規利用申込者数	8人	18人	市営墓地公園新規利用申込者数	返還墓地について随時利用者募集を行い、適正な維持管理に努め、快適な利用環境が提供できているかを見る指標として設定	年2人の増加を目指す。			
	4	狂犬病予防注射接種率	56.4%	61.4%	予防接種済頭数/畜犬登録頭数	狂犬病予防接種の必要性についての啓発及び予防接種についての周知ができてきているかを見る指標として設定	年1%の向上を目指す。	66.4%	令和5年度	滋賀県

●分野：交通安全

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
4	1	市内の交通 事故件数 (人身事故)	200件	150件	第11次東近江市 交通安全計画で定 める目標値	交通の安全対策が確 保されているかを見 る指標として設定	第11次東近江市 交通安全計画で定 める目標値を目指す。			
5	1	自主防災組 織の組織率 (自警団を 含む)	84.7%	90.0%	組織されている地 域の世帯数÷全世 帯×100	防災意識の高さを見 る指標として設定	年1%の増加を目 指す。	85.4%	令和6年度	全国平均
	2	出火率(人 口1万人当 たりの出火 件数)	2.4件	2.0件	年間出火件数÷人 口(1月1日現在 住基)×10,000 人	火災予防意識の高さ を見る指標として設 定	全国平均を下回る 出火件数を目指 す。	2.8件	令和4年度	全国平均
	3	犯罪率(人 口1万人当 たりの刑法 犯認知件 数)	39.9件	30.8件	年間犯罪認知件 数÷人口(1月1 日現在住基)× 10,000人	防犯意識の高さを見 る指標として設定	年2件の削減を目 指す。	47.8件 48.3件	令和4年度	全国平均 滋賀県

政策5 地域の魅力や産業の活力があふれるまち

●分野：農林水産

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	農業振興地 域内農用地 の面積	9,298.8 ha	9,219.5 ha	毎年末の農振農用 地域内農地(耕 地)面積	農振農用地域内農 地(耕地)の保全状 況を見る指標として 設定	国の農用地等の確 保等に関する基本 指針に定める目標 値を目指す。			
	2	農用地の担 い手への集 積率	79.4%	83.0%	年度末の担い手農 家(個人・団体)へ の農用地集積面積	地域農業の生産体 制が確立されている かを見る指標として 設定	3%以上の増加を 目指す。	67.8%	令和5年度	農用地の担 い手への集 積率(滋賀 県)
	3	水田野菜の 作付面積	248.4ha	260.0ha	年度末の水田野菜 の作付面積(収穫 時ベース)	水田野菜の作付状 況を見る指標として 設定	経営所得安定対策 における営農計画 で定める目標値を 目指す。			
	4	環境こだわり 米の作付 面積率	42.3%	50.0%	環境こだわり米の 作付面積率	環境農業の推進状 況を見る指標として 設定	50%を目指す。			
	5	乳牛・肉用 牛の飼養頭 数	2,548頭	2,737頭	毎年2月1日現在 の飼養頭数	飼養頭数の維持拡 大の状況を見る指標 として設定	東近江市酪農・肉 用牛生産近代化計 画で定める目標値 を目指す。			
	6	愛知川に生 息するカワ ウの数	3,845羽	850羽	カワウ生息数調査 (県)	カワウの食害被害 から漁場環境の改善 を見る指標として設 定	滋賀県カワウ第二 種特定鳥獣管理計 画(第4次)で定 める目標値を目指 す。	18,098羽	令和6年5 月	滋賀県カワ ウカウント 調査
	7	農業産出額 (推計)	109.7 億円 (R5)	140 億円	農林統計の農業産 出額(推計)	地域農業の生産販 売の推進状況を見 る指標として設定	東近江市農村振興 基本計画で定める 目標値を目指す。	601億円	令和5年度	農林統計の 農業産出額 (推計)(滋 賀県)
2	1	市内産木材 の搬出量	4,521m ³	10,000m ³	市内の森林から搬 出される木材の量	森林が整備され、林 業振興が図られて いるかを見る指標 として設定	年間10,000m ³ の搬出量を目指す。			
	2	農作物被害 金額	2,315 千円	2,000 千円	農作物被害状況調 査の被害金額	有害鳥獣対策が適切 に講じられているか を見る指標として設 定	市内の野生鳥獣に よる農作物被害の 10%以上の削減 を目指す。			
3	1	農業生産基 盤(ほ場整備) ができた割 合	91.6%	93.6%	農業生産基盤の整 備(ほ場整備)が できた面積の割合	効率的な農業がで きているかを見る指 標として設定	東近江市農村振興 基本計画で定める 目標値を目指す。			
	2	世代をつな ぐ農村まる ごと保全向 上対策取組 面積	7,036ha	7,069ha	世代をつなぐ農村 まるごと保全向上 対策の取組が行わ れている面積	農業施設の適切な 維持管理が行われ、 有効利用されている かを見る指標として 設定	東近江市農村振興 基本計画で定める 目標値を目指す。			
4	1	再生利用が 可能な荒廃 農地面積	4.7ha	4.2ha	農地利用状況全体 調査による再生利 用が可能な荒廃農 地面積	農地が適正に利用 されているかを見る 指標として設定	年0.1haの解消を 目指す。			

●分野：商工労働

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
5	1	東近江市企業内人権教育推進協議会加入事業所数	112事業所	127事業所	毎年4月1日現在に東近江市企業内人権教育推進協議会に加入している事業所数	誰もが働きやすく明るい職場づくりがされているかを見る指標として設定	年3事業所以上の増加を目指す。			
	2	利子補給制度の利用件数	59件	109件	新規開業支援資金利子補給制度及び小規模事業者経営改善資金利子補給制度の利用件数	安定的な企業経営、企業への支援状況を見る指標として設定	年10件の増加を目指す。			
	3	勤労者互助会の加入者数	3,791人	3,980人	毎年4月1日現在に東近江市地域勤労者互助会の会員数	勤労者の福利厚生が受けやすい環境にあるかを見る指標として設定	基準値の5%の増加を目指す。			
	4	事業所と求職者のマッチング件数(しごとづくり応援センターにおける採用者の累計数)	73件	173件	しごとづくり応援センターにおける採用者の累計数	雇用機会が増加しているかを見る指標として設定	年20件の増加を目指す。			
	5	空店舗の利活用件数(空店舗の利活用補助制度の活用件数)	8件	43件	東近江市中心市街地商業等空店舗再生支援補助金及び東近江市空店舗改修支援事業補助金、ウェルカムショップ支援事業補助金の活用件数の累計数	空店舗が活用されているかを見る指標として設定	年7件の増加を目指す。			
	6	中心市街地(ピアガーデン前)の歩行者・自転車通行者数	9,052人	9,576人	歩行者・自転車通行量調査	中心市街地のにぎわいを見る指標として設定	年100人程度の増加を目指す。			
6	1	市内における企業の設備投資の掘り起こし件数	延べ147件	延べ180件	各種優遇措置を活用し、企業立地を支援した件数	企業立地の推進を見る指標として設定	年8件以上の立地支援を目指す。	年間4件	令和7年度	(甲賀市)市内における企業の設備投資の掘り起こし件数

●分野：観光

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
7	1	東近江市を訪れた観光客数	2,582,317人	3,100,000人	観光入込客数統計調査	経済効果の測定を観光入込客数の増減から把握し、本市の観光を取り巻く動向を把握する指標として設定	基準値の20%程度の増加を目指す。			
	2	東近江市を訪れた観光客数	2,582,317人	3,100,000人	観光入込客数統計調査	本市の観光を取り巻く動向を把握する指標として設定	基準値の20%程度の増加を目指す。			

●分野：創生

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
8	1	東近江市に対する愛着度(市民意識調査)	66.3%	76.0%	市民意識調査で、「東近江市に対する愛着度」について、「とても愛着がある」「やや愛着がある」と回答した人の割合	東近江市への愛着の高さを見る指標として設定	年2%の増加を目指す。			
	2	広報ひがしおつみの内容満足度(市民意識調査)	58.9%	63.9%	市民意識調査で、「市の広報紙「広報ひがしおつみ」の内容」について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	行政情報や地域情報が広く市民に届いているかを見る指標として設定	年1%の増加を目指す。			
	3	情報の道を事業者件数	16件	21件	情報の道を活用して事業を行う事業者数	ケーブルネットワークが有効に活用されているかを見る指標として設定	年1事業者の新たな活用を目指す。			

政策 6 都市基盤が整った快適なまち

●分野：道路河川

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
1	1	—	—	—	—	—	—			
	2	—	—	—	—	—	—			
2	1	道路整備計画路線の整備率	42.8%	50.6%	道路整備アクションプログラム2024の対象路線の事業費により算出	幹線道路の整備状況を見る指標として設定	道路整備計画に基づく整備率を目指す。			
	2	雨水排水整備が十分でないと思う市民の割合(市民意識調査)	22.9%	11.4%	市民意識調査で、「雨水排水整備について「十分ではない」と思うと回答した人の割合	市民の安全な雨水排水整備の進捗状況を見る指標として設定	50%減を目指す。			
3	1	橋梁の適切な管理率	98.7%	99.1%	橋梁長寿命化修繕計画の修繕橋梁数により算出	橋梁の適切な維持管理状況を見る指標として設定	橋梁長寿命化修繕計画で定める適切な維持管理率を目指す。			
	2	河川愛護活動取組団体数	203団体	208団体	河川愛護活動取組団体数	地域での河川や水路の維持管理に関する市民意識の高さを見る指標として設定	年1団体増を目指す。			
	3	急傾斜地崩壊対策率	29.0%	31.2%	急傾斜地崩壊対策事業実施箇所数により算出	安全な斜面の確保の状況を見る指標として設定	急傾斜地崩壊対策の計画的な実施を目指す。			

●分野：都市計画

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
4	1	景観形成重点地区数	1地区	3地区	景観形成重点地区の数	良好な景観形成が図れているかを見る指標として設定	2地区の指定を目指す。			
	2	市民一人当たりの都市公園面積	7.60㎡	7.72㎡	都市計画区域内の令和7年4月1日時点の人口で算出	市民の憩いの場の確保状況を見る指標として設定	都市公園条例に定める標準値を目指す。			
	3	市街化区域の面積	1,440.5 ha	1,531.5 ha	市街化区域の面積	各地区の特性をいかした計画的な土地利用が図られている状況を見る指標として設定	区域区分の定期見直しで市街化区域の増加を目指す。			
5	1	住宅の耐震化率	87.7%	95.0%	住宅土地統計調査を基に昭和56年6月以前に建築されたもので耐震性が不十分な建築物を除いた住宅の割合	地震災害に強い住まいであるかを見る指標として設定	東近江市既存建築物耐震改修促進計画で定める目標値を目指す。	概ね解消	令和12年度	国
6	1	公共建築物12条設備点検における要正の指摘がない施設の割合	35.0%	60.0%	公有建築物の建築基準法第12条第4項の規定に基づく設備点検における要正の指摘(重要度がCの指摘を除く。)がない施設の割合	公共建築物が適正に維持管理されているかを見る指標として設定	年5%の改善を目指す。			

●分野：公共交通

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
7	1	バス・鉄道等の公共交通に対する満足度(市民意識調査)	14.9%	20.0%	市民意識調査で、「市内の鉄道やバス等の公共交通」について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	誰もが安心して住み続けられるネットワーク型公共交通体系の実現のため、公共交通の利便性を見る指標として設定	年1%の増加を目指す。			
	2	ちよこっとバス・ちよこっとタクシー利用者数	176,757人	230,000人	ちよこっとバス・ちよこっとタクシーの年間利用者数	公共交通の利用促進状況を見る指標として設定	利便性の向上を図り50,000人程度の増加を目指す。			
	3	放置自転車撤去台数	21台	0台	年間の放置自転車撤去台数	公共交通関連施設の管理状況を見る指標として設定	年5台程度の減を目指す。			

●分野：住宅

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
8	1	長寿命化計画に基づく市営住宅の改善率	20.3%	72.9%	長寿命化計画を基に立案した修繕等実施予定の実施率	安全で快適に暮らせるよう整備された市営住宅の割合を見る指標として設定	東近江市公営住宅等長寿命化計画に基づき算出した目標値を目指す。			
	2	新築戸建住宅数	313棟	310棟	固定資産の価格等の概要調査(総務省調査、資産税課回答)から「第31表(新增分家屋に関する調木造家屋)中戸建形式住宅数+第32表(新增分家屋に関する調木造以外の家屋)中戸建形式住宅数」	住宅取得に係る支援の効果を見る指標として設定	令和6年度の水準を維持することを目指す。			
	3	適正に管理されている空家等率	75.8%	80.0%	空家調査結果における「(A判定数+B判定数+通報物件解決数)÷全空家数×100%」	適正に管理されている空家等の割合を見る指標として設定	空家等総数の80%を目指す。			

●分野：上下水道

基本 施策 番号	施策 番号	施策指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	算出方法	指標設定の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値(他市・県等)		
								値	年度	内容
9	1	東近江市水道事業施設整備計画における「早急に更新が必要な管路」の更新率	46.7%	80.0%	「早急に更新が必要な管路」のうち、更新した管路の延長÷「早急に更新が必要な管路」の総延長(6.9km)	上水道の安定供給に不可欠となる老朽管路更新の進捗状況を見る指標として設定	東近江市水道施設整備計画で定める「早急に更新が必要な管路」の令和11年度末更新率を目指す。			
10	1	公共下水道に接続した農業集落排水処理区数(処理区)	16処理区	18処理区	公共下水道に接続した農業集落排水処理区数	農村下水道から公共下水道へ接続が完了した処理区を見る指標として設定	令和11年度末までに2処理区の接続数の増加を目指す。			
11	1	維持管理適正化計画策定数	2件	3件	永源寺地区ほかにある8処理場の維持管理適正化計画の策定数	維持管理の効率化や長寿命化の状況を見る指標として設定	令和11年度末までに1件の計画策定数の増加を目指す。			

第3次東近江市総合計画に関連する個別計画一覧

政策 一 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	計画期間	根拠法令等	県計画等(関連計画)	所管部
全般	東近江市総合戦略	R7	R8～R12	まち・ひと・しごと創生法第10条		企画部
全般	東近江市定住自立圏共生ビジョン	R7	R8～R11	定住自立圏構想推進要綱第6		企画部
全般	東近江市過疎地域持続的発展計画	R7	R8～R12	過疎法第8条第1項		企画部
1-1 1-2 1-3 1-4 3-3 3-4	東近江市子ども・子育て支援事業計画	R6	R7～R11	子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法第8条		こども未来部
1-5 1-6 1-7 1-8 3-3 3-4 3-5 3-6	東近江市教育振興基本計画	R3	R4～R8	教育基本法第17条	滋賀県教育振興基本計画	教育部
1-5 6-2	東近江市通学路交通安全プログラム	H26	—	任意		教育部
1-4 1-6	東近江市学校長寿命化(個別施設)計画	R2	R3～R12	任意		教育部
1-7 3-3 3-4	東近江市子ども読書活動推進計画第4次計画	R4	R5～R9	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	第5次滋賀県子ども読書活動推進計画	教育部
1-8	東近江市学校給食基本計画	R7	—	食育基本法第18条		教育部
1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 3-1	東近江市地域福祉計画	R3	R4～R8	社会福祉法第107条	滋賀県地域福祉支援計画	福祉部
2-3 2-4 2-7	東近江市高齢者保健福祉計画	R5	R6～R8	老人福祉法第20条の8第1項	レイカディア滋賀高齢者福祉プラン	福祉部
2-3 2-4 2-7 2-9	東近江市介護保険事業計画	R5	R6～R8	介護保険法第117条第1項	レイカディア滋賀高齢者福祉プラン	福祉部
2-3 2-5 2-6	東近江市障害者計画	R2	R3～R8	障害者基本法第11条第3項	滋賀県障害者プラン	福祉部
2-5 2-6	東近江市障害福祉計画	R5	R6～R8	障害者総合支援法第88条第1項	滋賀県障害者プラン	福祉部
2-3 2-5 2-6	東近江市障害児福祉計画	R5	R6～R8	児童福祉法第33条の20	滋賀県障害者プラン	福祉部
2-7	ひがしおうみ健康食育推進プラン(東近江市健康増進計画(第4次))	R5	R6～R11	健康増進法第8条第2項	健康いきいき21—健康しが推進プラン—	健康医療部
2-7	ひがしおうみ健康食育推進プラン(東近江市食育推進計画(第3次))	R5	R6～R11	食育基本法第18条第1項	滋賀県食育推進計画	健康医療部
2-7	東近江市自殺対策計画(第2次)	R6	R7～R16	自殺対策基本法第13条第2項	滋賀県自殺対策計画	健康医療部

政策 一 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	計画期間	根拠法令等	県計画等(関連計画)	所管部
2-9	東近江市国民健康保険保健事業等実施計画	R5	R6～R11	国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針 高齢者の医療の確保に関する法律	滋賀県国民健康保険保健事業実施計画	健康医療部
2-10 3-3	東近江市人権施策基本計画	R4	R5～R9	東近江市人権尊重のまちづくり 条例第4条 人権教育・啓発推進法第5条	滋賀県人権施策推進計画	市民部
2-10	東近江市男女共同参画推進計画	R3	R4～R8	男女共同参画社会基本法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 東近江市男女共同参画推進条例	パートナーしがプラン 2025(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)	市民部
3-1	東近江市市民協働推進計画	R6	R6～R15	東近江市協働のまちづくり条例		市民部
3-2	東近江市多文化共生推進計画	R7	R7～R16	任意	滋賀県多文化共生推進プラン	企画部
3-5	五個荘金堂伝統的建造物群保存地区保存計画	H17		文化財保護法 東近江市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条		文化スポーツ部
3-5	東近江市歴史文化基本構想	H28		任意		文化スポーツ部
3-5	重要文化的景観伊庭内湖の農村景観整備活用計画	R6	R7～R16	任意		文化スポーツ部
3-5	東近江市文化財保存活用地域計画	R5	R6～R12	文化財保護法第183条の3		文化スポーツ部
3-5	史跡百済寺境内保存活用計画	R6	R7～R16	任意		文化スポーツ部
3-5	史跡雪野山古墳保存活用計画	H28		任意		文化スポーツ部
4-1	中部清掃組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	R2	R2～R16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条		環境部
4-1	一般廃棄物処理実施計画	毎年 単年度計 画		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条		環境部
4-1	東近江市災害廃棄物処理計画	R3		任意	滋賀県災害廃棄物処理計画	環境部
4-2 4-3	東近江市環境基本計画	R7	R8～R17	東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例第9条		環境部
4-2 4-5 5-2 5-8 6-2 6-3	奥永源寺辺地に係る総合整備計画	R5	R5～R9	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条		企画部
4-2	東近江市エコツーリズム推進全体構想	R4		エコツーリズム推進法第5条		環境部
4-2	東近江市地球温暖化対策実行計画	H30	H31～R12	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条		環境部
4-3	東近江市生活排水処理基本計画	R3	R4～R13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	滋賀県汚水処理施設整備構想2016	環境部
4-4	東近江市交通安全計画	R8	R8～R12	交通安全対策基本法第26条	第12次滋賀県交通安全計画	市民部
4-5	東近江市地域防災計画	R7		災害対策基本法第42条		市長直轄
4-5	東近江市国民保護計画	H19		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条		市長直轄
4-5	東近江市業務継続計画(BCP)【震災編】	H27		任意		市長直轄

政策 — 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	計画期間	根拠法令等	県計画等(関連計画)	所管部
4-5 6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-8 6-9 6-10 6-11	東近江市国土強靱化計画(改定)	H27		強くしなやかな国民生活の実現を 図るための防災・減災等に資 する国土強靱化基本法第13条		企画部
5-1 5-2 5-3 5-4	東近江市農村振興基本計画	H28	H28~R8	任意		農林水産部
5-1 5-4	農業振興地域整備計画	H30		農業振興地域の整備に関する法 律第8条		農林水産部
5-1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	R3	R3~R12	農業経営基盤強化促進法第6条	農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	農林水産部
5-1	東近江市酪農・肉用牛生産近代化計画	R3	R4~R12	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4	滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画	農林水産部
5-2	東近江市森林整備計画	R5	R5~R14	森林法第10条の5		農林水産部
5-2	東近江市特定間伐等促進計画	R3	R3~R12	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条		農林水産部
5-2	森林病虫害等防除法に基づく地区実施計画	H24		森林病虫害等防除法第7条の10		農林水産部
5-2	東近江地域鳥獣被害防止計画	R8	R8~R10	鳥獣による農林水産業などに係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条		農林水産部
5-3	農業農村整備事業管理計画	R7	R8~R12	県指定様式		農林水産部
5-5	東近江市八日市公設地方卸売市場経営戦略	R1	R2~R11	任意		商工観光部
5-5	東近江市中心市街地活性化基本計画	R4	R4~R8	中心市街地の活性化に関する法律第9条		商工観光部
5-7	東近江市観光戦略	R3	R4~R8	任意		商工観光部
5-8	東近江市公共施設等総合管理計画	H28	H29~R8	インフラ長寿命化基本計画		企画部
5-8	東近江市公共施設個別施設計画	R2	R3~R8	インフラ長寿命化基本計画		企画部
6-1 6-2 6-3	東近江市道路整備基本計画	H24	H25~R14	任意		都市整備部
6-2	東近江市道路整備アクションプログラム2024	R5	R6~R15	任意		都市整備部
6-2	東近江市浸水対策下水道(雨水)基本計画	H18		下水道法第4条		都市整備部
6-2	東近江市公共下水道(雨水)全体計画	R2	R2~R27	任意		都市整備部
6-3	東近江市橋梁長寿命化修繕計画	R6	R7~R16	任意		都市整備部
6-4	東近江市都市計画マスタープラン	R2	R2~R12	都市計画法第18条の2	近江八幡八日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン) 湖東都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	都市整備部
6-4	東近江市景観計画	H22		景観法第8条	ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン(湖国風景づくり宣言) 滋賀県景観計画	都市整備部

政策 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	計画期間	根拠法令等	県計画等(関連計画)	所管部
6-4	東近江市風景づくり基本計画	H22		東近江市風景づくり条例第6条		都市整備部
6-4	東近江市公園施設長寿命化計画	H28	H29～R8	任意		都市整備部
6-4	東近江市立地適正化計画	H28		都市再生特別措置法第81条		都市整備部
6-5 6-6	東近江市既存建築物耐震改修促進計画	R7	R8～R17	耐震改修促進法第6条		都市整備部
6-7	東近江市地域公共交通計画	R3	R4～R13	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条	滋賀交通ビジョン 近江鉄道沿線地域公共交通計画	都市整備部
6-7	東近江市コミュニティバス第5次再編計画	R3	R4～R8	任意		都市整備部
6-8	東近江市空家対策計画	R7	R8～R12	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条		都市整備部
6-8	東近江市地域住宅計画	R5	R6～R10	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法		都市整備部
6-8	東近江市公営住宅等長寿命化計画	R2	R3～R12	任意		都市整備部
6-9	東近江市水道事業施設整備計画(アセットマネジメント)	R5	R5～R19	水道施設の管理に係る任意計画		水道部
6-9	東近江市水道事業経営戦略	R7	R8～R17	国の経営戦略策定ガイドラインによる策定(平成28年1月)		水道部
6-9	東近江市水安全計画	H30	R1～	国の水安全計画を推奨し任意策定		水道部
6-10	琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区)関連東近江市公共下水道事業計画	S52	S52～R12	下水道法第7条第3項、社会資本整備総合交付金		水道部
6-10	琵琶湖流域下水道(東北部処理区)関連東近江市公共下水道事業計画	H24	H24～R12	下水道法第7条第3項、社会資本整備総合交付金		水道部
6-10	東近江市下水道ストックマネジメント基本計画	H30	H30～R25	社会資本整備総合交付金		水道部
6-10	東近江市下水道総合地震対策計画	H29	H29～R8	社会資本整備総合交付金		水道部
6-10	東近江市公共下水道事業経営戦略	R3	R4～R13	公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年)		水道部
6-11	東近江市農業集落排水事業経営戦略	R3	R4～R13	「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について(平成31年)		水道部
6-11	東近江市農業集落排水事業最適整備構想(永源寺地区)	R2	R3～R42	農村漁村地域整備交付金		水道部

東近江市総合計画策定条例

平成27年12月22日

条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針で行政運営の基本方針として市長が定めるものをいう。

(2) 基本構想 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

3 市長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、東近江市総合計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、東近江市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員25人以内で組織する。

(諮問及び答申)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画を策定又は変更（軽微なものは除く。）するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

2 審議会は、諮問された内容について調査及び審議を行い、その意見を答申するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定又は変更（軽微なものは除く。）するときは、議会の議決を得なければならない。

(総合計画の公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東近江市総合計画審議会条例の廃止)

2 東近江市総合計画審議会条例（平成17年東近江市条例第39号）は、廃止する。

東近江市総合計画策定条例施行規則

平成27年12月22日
規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市総合計画策定条例（平成27年東近江市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 条例第5条に規定する東近江市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(審議会の運営)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

5 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(軽微な変更)

第4条 条例第6条及び第7条に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更
- (2) 用語、名称等の変更、誤記の訂正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、記載事項の趣旨の変更を伴わない変更

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第3条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。

審議会諮問文

東政策第599号
令和7年2月18日

東近江市総合計画審議会
会長 深尾昌峰様

東近江市長 小椋正清

第3次東近江市総合計画について(諮問)

平成29年3月策定の第2次東近江市総合計画が令和7年度末で終了することから、第3次東近江市総合計画の基本構想及び第1期基本計画の策定について、東近江市総合計画策定条例第6条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

審議会答申文

令和7年12月24日

東近江市長 小椋正清様

東近江市総合計画審議会
会長 深尾昌峰

第3次東近江市総合計画について(答申)

令和7年2月18日付け東政策第599号で諮問のありました、第3次東近江市総合計画について、当審議会では慎重に審議を重ね、別冊のとおり計画案を取りまとめましたので、東近江市総合計画策定条例第6条第2項の規定に基づき答申します。

計画の策定及び推進に当たっては、市民の声をしっかりと汲み取り、本答申の趣旨を十分尊重され、「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の実現に向けて取り組まれることを希望します。

東近江市総合計画策定委員会規程

平成18年1月4日
訓令第2号

(設置)

第1条 東近江市総合計画の基本構想及び基本計画を策定するため、東近江市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画部次長をもって充てる。

3 委員は、部長級及び次長級の職にある者のうちから市長が指名する。

(職務)

第3条 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(部会)

第4条 策定委員会の下に、専門的事項を検討するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、委員長が職員のうちから指名する。

3 それぞれの部会に、調査及び研究作業を行うためワーキンググループを設置することができる。

4 部会長は、各部会における審議の経過、結果等について、策定委員会に報告しなければならない。

(関係職員の出席等)

第5条 策定委員会及び部会は、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は出席を求めて所掌事務について説明若しくは報告させることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月4日から施行する。

附 則（平成18年訓令第9号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第13号）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、この訓令の施行の際現に在職する収入役が、その任期中に限り、なお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則（平成22年訓令第34号）

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第19号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

東近江市政策推進戦略本部要綱

平成26年11月28日
訓令第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や複雑多様化する地域課題の解決を目指した施策の全庁的な推進を図るため、東近江市政策推進戦略本部（以下「戦略本部」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 戦略本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口減少や複雑多様化する地域課題の解決を目指した施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 戦略本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、危機管理監、部長（議会事務局長及び教育部長を含む。）及び理事の中から本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、戦略本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 戦略本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて戦略本部の下部組織として幹事会、分科会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第7条 戦略本部の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年11月28日から施行する。

附 則（平成27年訓令第20号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令第10号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年訓令第13号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

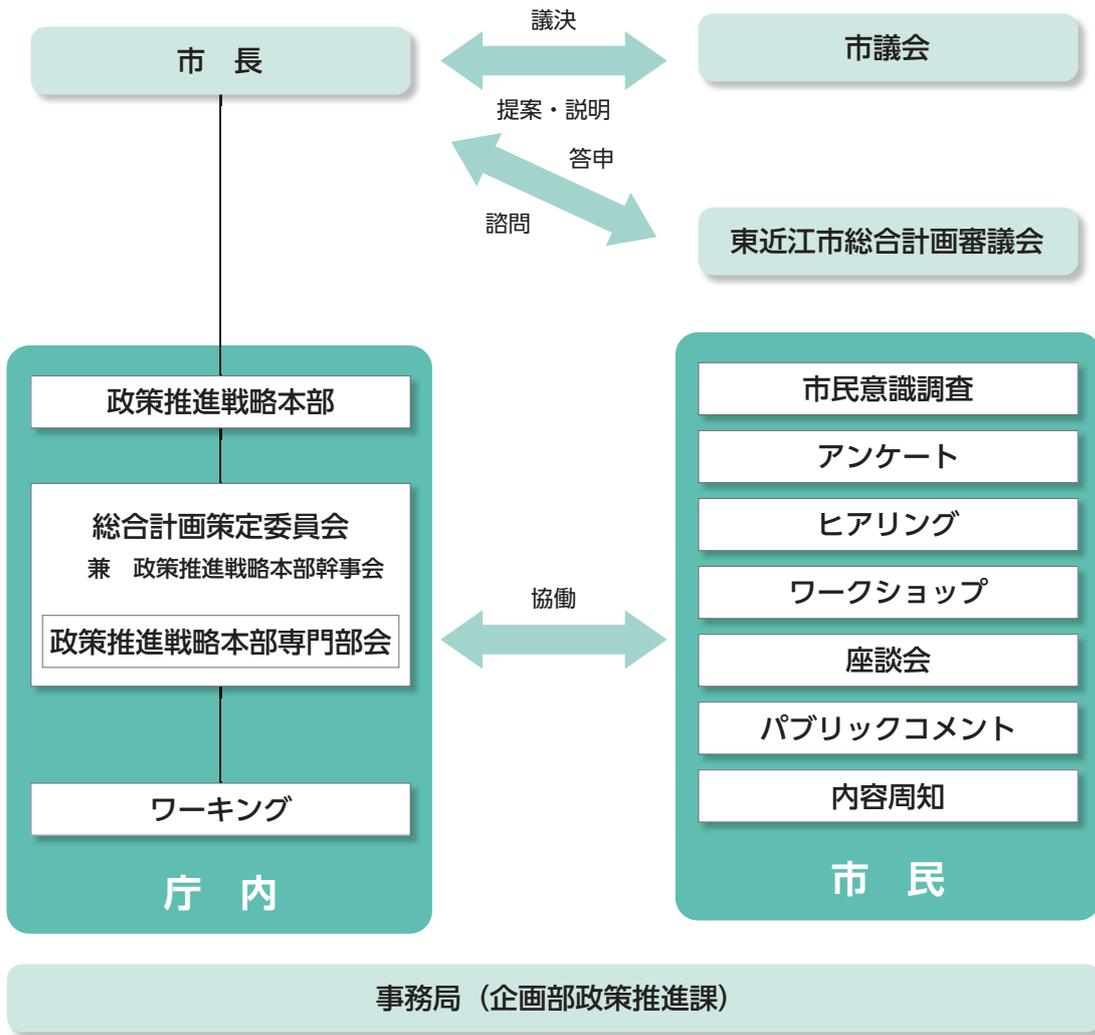
東近江市総合計画審議会 委員名簿

	分野	所属等	氏名	備考
1	学識	龍谷大学 副学長 (政策学部教授)	深尾 昌峰	会長
2	商工	八日市商工会議所 副会頭	向 春美	
3	商工	東近江市商工会 副会長	谷川 裕一	
4	農業	東近江市農業委員会委員	湯ノ口 絢也	
5	林業	滋賀県森林組合東近江事業所 所長	原 英児	
6	金融	湖東信用金庫 理事長	矢島 之貴	副会長
7	観光	東近江市観光協会 理事	井上 由美	
8	労働	東近江労働者福祉協議会 会長	安田 剛	
9	報道	東近江ケーブルネットワーク(株) 代表取締役社長	村田 吉則	
10	まちづくり	平田地区まちづくり協議会 会長	増田 伊知郎	
11	環境	滋賀県環境影響評価審査会 専門委員	山崎 亨	
12	福祉	東近江市社会福祉協議会 会長	大塚 ふさ	
13	福祉	東近江介護サービス事業者協議会 監事	堤 洋三	
14	こども	びわこ学院大学教育福祉学部 准教授	白銀 研五	
15	教育	東近江市教育委員	青地 弘子	
16	教育	東近江市社会教育委員	上阪 よう子	
17	多文化	名古屋商科大学 非常勤講師	筒井 正	
18	地域スポーツ	びわこリハビリテーション専門職大学 客員教授	谷川 尚己	
19	デジタル	NECネットエスアイ株式会社 地域情報化コンサルタント	長谷川 嘉彦	
20	行政	東近江市 危機管理監	藤田 明男	

※所属等は、委嘱時点におけるもので表記している。

(順不同・敬称略)

第3次東近江市総合計画策定体制



資料編

策定経過

令和6年度

	総合計画審議会	政策推進戦略本部会議	総合計画策定委員会 (兼 政策推進戦略本部幹事会)	備考
5月		5/24 第1回	5/22 第1回	
7月		7/26 第2回	7/24 第2回	
9月				9月～令和7年4月末 転出入者を対象とした定住 移住に関するアンケート 9/20～10/4 市民意識調査
10月				10/2・31 商工業事業者・事業者支援 団体ヒアリング 10/3・10 子育て層・子育て支援団体 ヒアリング 10/7～10/25 若者を対象としたまちづく りアンケート
11月				11/1・11・12 商工業事業者・事業者支援 団体ヒアリング 11/21 大学生ワークショップ
12月				12/12・18 庁内ワークショップ
1月				1/14・22 まちづくり協議会座談会
2月	2/18 第1回(諮問)	2/7 第3回	2/5 第3回	
3月		3/21 第4回	3/19 第4回	

令和7年度

	総合計画審議会	政策推進戦略本部会議	総合計画策定委員会 (兼 政策推進戦略本部幹事会)	備考
4月		4/18 第1回	4/16 第1回	
5月	5/21 第2回	5/16 第2回	5/14 第2回	
6月		6/27 第3回	6/25 第3回	
7月	7/4 第3回			
8月	8/26 第4回	8/8 第4回	8/6 第4回	
10月	10/27 第5回	10/24 第5回	10/22 第5回	
11月	11/20 第6回	11/14 第6回	11/12 第6回	
12月	12/24 第7回(答申)	12/19 第7回	12/17 第7回	12/26～1/23 パブリックコメント
2月		2/6 第8回	2/4 第8回	

第3次東近江市総合計画

令和8年(2026年)3月

発行／東近江市 編集／企画部政策推進課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

代表IP 050-5801-1234 電話 0748-24-1234 FAX 0748-24-1457